平成２９年（フ）第８２号
横浜市鶴見区矢向５丁目13番30号　グランレジーナ201
債務者　千葉かおり
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０６号
岡山市中区平井１丁目12番21号中村コーポ202号
債務者　久本　義和
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目156番地２
債務者　小林　正人
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０号
横浜市港南区日野南６丁目36番５号
債務者　甲斐　　遥
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８０号
東京都八王子市元八王子町２丁目1963番地１レジデンス・メルベーユ305号
債務者　今井　敬夫
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５９号
横浜市青葉区あざみ野南２丁目11番地18　正和ビル205
債務者　井上　敏幸
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６号
横浜市南区中村町５丁目316番地　カームコート104号室
債務者　前嶋　裕介
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼575番地２　プルメリアＢ
債務者　玉木　久善
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５号
神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目15番10―201号
債務者　斎藤あゆこ
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０８号
東京都町田市小山ヶ丘３丁目22番地15モンテヴェルデＮ－１　101
債務者　平山　孝子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７１０号
静岡市清水区下野西14番28号　２号室
債務者　大塚　美加
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６９号
静岡市清水区由比町屋原348番地の４　サンハイム202号、旧住所静岡市清水区蒲原新田１丁目１番17号
債務者　南保　広志
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５９号
栃木県下都賀郡壬生町落合３丁目４番10号　ＡＮＡハイム201号
債務者　鯉沼　宏哉
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第１０１７号
神戸市長田区大道通１丁目14番地フレール長田604号（従前の住所）神戸市東灘区向洋町中５丁目６番地の２　102号
債務者　岸本　健一
1　主文　当裁判所が平成29年１月11日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の氏名につき「アイ設計工房こと　岸本　健一」とあるのを「岸本　健一」と更正する。
2　決定年月日　平成29年１月27日
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１０７号
宮城県大崎市古川福浦３丁目６番38号
破産者　株式会社折居精密
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係